

**改正**

平成12年3月28日条例第27号

平成12年12月22日条例第51号

平成18年3月23日条例第15号

平成19年12月27日条例第31号

平成21年5月15日条例第19号

平成24年3月26日条例第13号

平成24年12月17日条例第51号

平成25年10月1日横書き施行

平成26年3月27日条例第14号

平成26年12月17日条例第39号

平成29年12月22日条例第43号

令和2年3月27日条例第9号

佐倉市営住宅管理条例

佐倉市営住宅管理条例（昭和39年佐倉市条例第36号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市営住宅の管理（第3条—第41条）

第3章 佐倉市営住宅管理運営委員会（第42条—第48条）

第4章 駐車場の管理（第49条—第59条）

第5章 補則（第59条の2—第64条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。
- (2) 市営住宅 公営住宅で市が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するものをいう。
- (3) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (5) 公営住宅建替事業 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (6) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業をいう。
- (7) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

## 第2章 市営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

**第3条** 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) テレビジョン放送

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示する。

（公募の例外）

**第4条** 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業の執行に伴う公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基

づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

（入居者資格）

**第5条** 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人又はその者の心身の状況若しくは世帯構成、市内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある者として、別表第1に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(2) その者の収入が別表第2の区分の欄に掲げる場合に応じ、当該金額の欄に掲げる金額を超えないこと。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市内に引き続き1年以上住所を有する者で、市税を滞納していないものであること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者資格の特例）

**第6条** 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 別表第2の8の項に掲げる市営住宅の入居者は、前条の規定にかかわらず同条第1号から第3号（老人等にあつては、同条第2号及び第3号）までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

**第7条** 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、入居の申込みをした者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

**第8条** 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

（1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

（2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

（3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

（4） 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

- (5) 収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
  - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
  - 3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。
  - 4 市長は、第1項各号のいずれかに該当する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫（いずれにあっても生別した場合を含む。）、引揚者、老人又は心身障害者で市長の定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
  - 5 市長は、第2項に規定する住宅困窮度の判定基準を定め、若しくは改定し、又は前3項の規定により入居者を決定しようとするときは、第42条に規定する佐倉市営住宅管理運営委員会の意見を聴かなければならない。

(入居補欠者)

- 第9条** 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

- 第10条** 入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、請書の提出及び第18条の規定による敷金の納付をしなければならない。
- 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。
  - 3 市長は、入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
  - 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
  - 5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。

い。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

6 入居決定者は、市営住宅に入居後速やかに入居届を市長に提出しなければならない。

(同居の承認)

**第11条** 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

**第12条** 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

**第13条** 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

**第14条** 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を

更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

**第15条** 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

**第16条** 市長は、入居者から第10条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月25日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び延滞金の徴収)

**第17条** 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(敷金)

**第18条** 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

- 2 市長は、第15条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

**第19条** 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

**第20条** 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

**第21条** 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに有線テレビジョン放送の受信料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

**第22条** 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態



において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

**第23条** 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

**第24条** 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

**第25条** 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

**第26条** 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

**第27条** 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

**第28条** 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

**第29条** 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

**第30条** 第28条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法

により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情があると認められるときは、第13条第1項及び第4項の規定並びに第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。
- 4 第15条から第17条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

**第31条** 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。
  - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
  - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
  - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
  - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

**第32条** 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項並びに第30条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅

を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

- 3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第16条及び第17条の規定は第1項の家賃について、それぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

**第33条** 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

**第34条** 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

**第35条** 市長は、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第30条第4項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用しては

ならない。

(建替事業による明渡請求等)

**第36条** 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第32条第2項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

**第37条** 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

**第38条** 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

**第39条** 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の検査)

**第40条** 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第27条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(市営住宅の明渡請求)

**第41条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者が第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

### 第3章 佐倉市営住宅管理運営委員会

(設置)

**第42条** 市営住宅の適正かつ円滑な管理及び運営を図るため、佐倉市営住宅管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第43条** 運営委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 第8条第5項の規定により市長が意見を聴くべき事項
- (2) その他市営住宅の管理及び運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

**第44条** 運営委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者（市営住宅の入居者又は同居者である者を除く。）のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

**第45条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第46条** 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第47条** 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しない。ただし、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）第7条各号に規定する事項が審議事項に含まれないことが明らかである場合は、この限りでない。

(庶務)

**第48条** 運営委員会の庶務は、市営住宅の管理を所管する課において処理する。

#### 第4章 駐車場の管理

(管理)

**第49条** 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わ

なければならない。

(使用許可)

**第50条** 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者資格)

**第51条** 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第41条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み及び決定)

**第52条** 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用者の選考)

**第53条** 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

**第54条** 使用決定者は、第52条第2項に規定する通知を受けた日から7日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
- (2) 第57条の規定により保証金を納付すること。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、駐車

場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、使用決定者が第1項又は第2項の手續をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始可能日を通知しなければならない。

5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始可能日から7日以内に、駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

**第55条** 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

**第56条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。

(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

**第57条** 市長は、使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の保証金を徴収する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、第18条第3項中「第1項」とあるのは「第57条第1項」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第4項及び第19条中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し等)

**第58条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたとき。

(2) 使用者が使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。



- (4) 使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 使用者が第51条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当する場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第41条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるほか、同条第2項中「前項」とあるのは「第58条第1項」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第58条第1項第1号」と、「入居した日」とあるのは「使用開始可能日」と、同条第4項中「第1項第2号から第6号まで」とあるのは「第58条第1項第2号から第5号まで」と、同条第5項中「第1項第7号」とあるのは「第58条第1項第6号」と読み替えるものとする。

(準用)

**第59条** 駐車場の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第16条、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるほか、第16条第1項中「第10条第4項の入居可能日」とあるのは「第54条第4項の使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、同条第3項中「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「第40条」とあるのは「第59条において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第59条において準用する第1項の」と、第17条第1項中「前条第2項」とあるのは「第59条において準用する前条第2項」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第59条において準用する前項」と、第25条中「入居の」とあるのは「使用の」と、第26条本文中「住宅以外の」とあるのは「他の」と読み替えるものとする。

## 第5章 補則

(意見聴取)

**第59条の2** 市長は、第7条第3項の入居者としての決定、第11条の同居の承認又は第12条の入居の承継の承認をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第5条第5号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者について第41条第1項第6号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

3 前項に定めるもののほか、市長は、市営住宅の入居者又は同居者について特に必要があると認めるときは、第41条第1項第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

**第60条** 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

**第61条** 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

**第62条** 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

**第63条** 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

**第64条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。  
(佐倉市営住宅における自動車保管場所の管理に関する条例の廃止)
- 2 佐倉市営住宅における自動車保管場所の管理に関する条例（平成元年佐倉市条例第36号。以下「駐車場条例」という。）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法の規定により供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の佐倉市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第3条第2項、第5条、第6条、第11条から第19条まで、第22条から第39条まで及び第41条の規定は適用せず、改正前の佐倉市営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第5条、第10条から第17条まで、第20条から第28条まで、第36条並びに附則第3項、第7項及び第8項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第4条の規定は適用せず、旧条例第4条第8号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 5 新条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日において現に附則第3項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額から旧条例第12条第13条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額に旧条例第27条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第27条の規定による割増賃料の

額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第27条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 平成10年3月31日までの間における駐車場の使用については、新条例第4章の規定は適用せず、廃止前の駐車場条例の規定は、なおその効力を有する。
- 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」と、「建設、買取り及び借上げ」とあるのは「建設」とする。

**附 則**（平成12年3月28日条例第27号）

（施行期日）

- この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年12月22日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年12月27日条例第31号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**（平成21年5月15日条例第19号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する佐倉市営住宅管理運営委員会の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成24年 3 月26日条例第13号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第51号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**別表第 1（第 5 条関係）**

1	60歳以上の者
2	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定める程度に該当するもの (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 (2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度 (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
3	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当するもの
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号）第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

5	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付を含む。）を受けている者
6	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
7	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

備考 1の60歳以上の者については、平成28年3月31日までは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

**別表第2（第5条、第6条関係）**

	区分	金額
1	高齢者世帯（入居者が60歳以上、かつ、同居者全員が60歳以上又は	214,000円

	18歳未満の世帯をいう。) の場合								
2	入居者又は同居者に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当するものがある世帯の場合	<table border="1"> <tr> <td>身体障害</td> <td>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度である者</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度である者</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>精神障害の程度に相当する程度である者</td> </tr> </table>	身体障害	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度である者	精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度である者	知的障害	精神障害の程度に相当する程度である者	214,000円
身体障害	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度である者								
精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度である者								
知的障害	精神障害の程度に相当する程度である者								
3	入居者又は同居者に、別表第1の3の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円						
4	入居者又は同居者に、別表第1の4の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円						
5	入居者又は同居者に、別表第1の6の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円						
6	入居者又は同居者に、別表第1の7の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円						
7	子育て世帯（同居者に中学校修了前の者がいる世帯をいう。）の場合		214,000円						
8	市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合（当該災害発生の日から3年を経過した場合を除く。）		214,000円						
9	1の項から8の項までに掲げる場合以外の場合		158,000円						